

1. 件名：「玄海原子力発電所第3、4号機及び川内原子力発電所第1、2号機の設計及び工事計画認可申請並びに玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（火災防護における系統分離対策）に関する面談」

2. 日時：令和5年5月31日（水） 14時58分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 2階中コア会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

中野安全審査官、坂本安全審査官、上原安全審査専門職

九州電力株式会社：

東京支社 原子力グループ 担当者 2名

5. 要旨

（1）九州電力株式会社より、玄海原子力発電所第3、4号機及び川内原子力発電所第1、2号機の設計及び工事計画認可申請並びに玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（火災防護における系統分離対策）に関して、補足説明資料並びに核セキュリティ及び保障措置への影響に係る説明資料の提出があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は、資料の内容について確認する旨を伝えた。

（3）九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・資料1 玄海原子力発電所3号機及び4号機 設計及び工事計画認可申請書補足説明資料【火災防護のうち電線管内ケーブルの系統分離対策工事】

・資料2 川内原子力発電所1号機及び2号機 設計及び工事計画認可申請書補足説明資料【火災防護のうち電線管内ケーブルの系統分離対策工事】

・資料3 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について「玄海原子力発電所における火災防護に係る審査基準に基づき実施する電線管の系統分離対策に伴う変更」（補足説明資料）

・資料4 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について「川内原子力発電所における火災防護に係る審査基準に基づき実施する電線管の系統分離対策に伴う変更」（補足説明資料）

・資料5 「川内1、2号機及び玄海3、4号機 火災防護のうち電線管内

ケーブルの系統分離対策に係る設計及び工事計画認可申請書」に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について

- ・資料6 「川内及び玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請」に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について

以上